

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年6月28日(2022.6.28)

【公開番号】特開2022-81836(P2022-81836A)

【公開日】令和4年6月1日(2022.6.1)

【年通号数】公開公報(特許)2022-097

【出願番号】特願2020-193024(P2020-193024)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月17日(2022.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

透光部を有する第1の可動体と、

透光部を有し、前記第1の可動体よりも前方に設けられた第2の可動体と、

前記第1の可動体の透光部よりも後方に設けられた第1の発光手段と、

を備え、

前記第1の可動体及び前記第2の可動体は、前記第1の可動体を介した前記第1の発光手段からの光により前記第2の可動体の透光部が前方から視認可能に発光する第1の状態と、前記第1の状態である前記第2の可動体を構成する部材が当該第1の状態における前記部材の外形を変化させずに前記第1の可動体に対して相対的に動作することにより、前記第1の発光手段からの光により前記第1の可動体の透光部が前方から視認可能に発光する第2の状態と、に動作可能であり、

30

前記第1の可動体の透光部には、遊技者が視認可能な所定の図柄が施され、

前記第2の可動体が前記第1の状態の場合には前記所定の図柄が視認困難となり、前記第2の可動体が前記第2の状態の場合には前記所定の図柄が視認容易となり、

前記第2の可動体は、前記第2の可動体を構成する装飾部の少なくとも一部が、前記第1の可動体の前方において前記第1の可動体の端部より外方に動作可能であり、

前記第2の可動体の装飾部は、

前記第1の可動体と重なることで、前記第1の発光手段からの光により発光する第1の部分と、

40

前記第1の可動体と重ならず、前記第1の発光手段からの光が入光しない第2の部分と、を含む、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

50

本発明に係る遊技機は、透光部を有する第1の可動体と、透光部を有し、前記第1の可動体よりも前方に設けられた第2の可動体と、前記第1の可動体の透光部よりも後方に設けられた第1の発光手段と、を備え、前記第1の可動体及び前記第2の可動体は、前記第1の可動体を介した前記第1の発光手段からの光により前記第2の可動体の透光部が前方から視認可能に発光する第1の状態と、前記第1の状態である前記第2の可動体を構成する部材が当該第1の状態における前記部材の外形を変化させずに前記第1の可動体に対して相対的に動作することにより、前記第1の発光手段からの光により前記第1の可動体の透光部が前方から視認可能に発光する第2の状態と、に動作可能であり、前記第1の可動体の透光部には、遊技者が視認可能な所定の図柄が施され、前記第2の可動体が前記第1の状態の場合には前記所定の図柄が視認困難となり、前記第2の可動体が前記第2の状態の場合には前記所定の図柄が視認容易となり、前記第2の可動体は、前記第2の可動体を構成する装飾部の少なくとも一部が、前記第1の可動体の前方において前記第1の可動体の端部より外方に動作可能であり、前記第2の可動体の装飾部は、前記第1の可動体と重なることで、前記第1の発光手段からの光により発光する第1の部分と、前記第1の可動体と重ならず、前記第1の発光手段からの光が入光しない第2の部分と、を含むことを特徴とする。

10

20

30

40

50